準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八億九千五百二十二万五千円、利益準備金の額を六千八十五万円それぞれ減少することにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十七年五月十四日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.palemo.co.jp/ir/file/tansin/tansin150331.pdf

平成二十七年四月十七日

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

株式会社パレモ

代表取締役　吉田　馨

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年五月四日を基準日と定め、同日九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年四月十七日

大阪市淀川区西中島五丁目六番一六号

株式会社アスタリスク

代表取締役　鈴木　規之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年五月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月十七日

東京都荒川区東日暮里一丁目四〇番五号

株式会社大久保

代表取締役　大久保信隆

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して単元株式数を百株とすることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十七年五月十日です。

平成二十七年四月十七日

大阪市淀川区西中島五丁目六番一六号

株式会社アスタリスク

代表取締役　鈴木　規之

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年五月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年四月十七日

東京都荒川区東日暮里一丁目四〇番五号

株式会社大久保

代表取締役　大久保信隆

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である右田和郎が平成二十七年六月三十日をもって退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年四月十七日

群馬県高崎市旭町三四番地五

力祥半導体股份有限公司

日本における代表者　右田　和郎

限定承認公告

本籍宮城県柴田郡川崎町大字今宿字笹谷町四一番地、最後の住所仙台市太白区八木山南一丁目三番地の二一　被相続人　亡　鈴木　憲一

右被相続人は平成二十六年十二月十二日死亡し、その相続人は平成二十七年四月八日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十七日

仙台市太白区八木山南一丁目三番地の二一

相続財産管理人鈴木きよみ

右代理人弁護士　宇部　雄介

限定承認公告

本籍千葉県白井市富士九六番地一、最後の住所千葉県船橋市中野木一―一二―六―一〇四

被相続人　亡　鈴木　直樹

右被相続人は平成二十七年一月二十五日死亡し、その相続人は平成二十七年三月三十日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十七日

千葉県船橋市中野木一―一二―六―一〇四

相続財産管理人　鈴木　沙織

限定承認公告

本籍和歌山県海南市黒江一〇七一番地一、最後の住所和歌山市十三番丁三〇番地公団城北団地五〇九

被相続人　亡　坂口　泰之

右被相続人は平成二十七年一月二十四日死亡し、その相続人は平成二十七年四月八日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十七日

和歌山市十三番丁三〇番地公団城北団地五〇九

相続財産管理人　坂口　靖子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年五月十九日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年四月十七日

大阪府大阪市住吉区沢之町一丁目一一番一号

丸平商事株式会社

代表取締役　浦　善博

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十六億円減少し二千九百十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年五月二十日であり、社員総会の決議は平成二十七年四月十三日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年十一月六日

掲載頁　五十九頁（号外第二四五号）

平成二十七年四月十七日

東京都中央区新川一丁目一番七号新川ビル四―A、SK内

Ａｎｇｅｌ　Ｓｔｒｅｅｔ特定目的会社

取締役　鎌形　武彦

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を二十六億円減少して二千九百十万円とし、発行済募集優先出資五万二千口を消却することにいたしましたので、当社の募集優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年五月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年四月十七日

東京都中央区新川一丁目一番七号新川ビル四―A、SK内

Ａｎｇｅｌ　Ｓｔｒｅｅｔ特定目的会社

取締役　鎌形　武彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十億五千二百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年七月二十二日付官報の号外第一六二号一一三頁に掲載されています。

平成二十七年四月十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

神戸西ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

平成二十七年三月二十三日（号外第六十三号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、新設分割により新設する株式会社千代田管理の住所「東京都文京区本郷一丁目二三番三号」とあるは「東京都文京区本郷一丁目二五番三号」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年四月十七日

山形県酒田市大浜一丁目三番一四号

株式会社グリーンフォーリスト

代表取締役　稲村　武治

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年三月二十六日（号外第六十七号）目次欄中（印刷誤り）				
二四	一	七	製造時	製造等
平成二十七年一月二十九日（号外第十九号）目次欄中（原稿誤り）				

一ページ二段目一二行目から一三行目「建築基準法施行令第二条の三第三号の規定に基づき、」を削る。

一ページ三段目六行目から七行目「建築基準法施行令第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、」を削る。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十七日付第八九号五六　ページ●同日付政府調達第七三号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）